

## 【後期高齢者医療制度】 保険料の年金天引きについて

平成23年6月以降に75歳になられた方や豊頃町へ転入された方などは、後期高齢者医療保険料を納付書による現金払いや口座振替で納入されていましたが、平成24年度中に年金からの天引きに自動的に変更になります。

※「支払方法変更申出書」により、年金天引きを中止している方は除きます。

### ■年金からの天引きに変更になる時期の目安

6月1日～10月2日に75歳になった方  
10月3日～12月2日に75歳になった方  
12月3日～2月2日に75歳になった方  
2月3日～5月31日に75歳になった方



75歳になってはじめての  
4月の年金からの天引きに変更  
6月の年金からの天引きに変更  
8月の年金からの天引きに変更  
10月の年金からの天引きに変更

### ■年金からの天引きの対象となる方

- 年金受給額が年額18万円以上の方（豊頃町介護保険料が年金から引かれている方）
- 介護保険料と後期高齢者保険料の合算額が年金受給額(老齢基礎)の2分の1を超えない方

### 座振替を希望する場合

- 保険料を年金天引きではなく、口座振替での支払いを希望される方は変更申出手続きが必要です。
- 手続きは随時受付できますが、年金天引きを停止して口座振替に切り替わるのに2～4カ月かかる場合がありますので、希望される方は早めに手続きをしてください。

(例：4月年金天引き停止は1月末までに手続きが必要)

【手続きに必要なもの】 ・ 預貯金通帳 ・ 通帳の届出印

問合せ先 役場福祉課保険係 ☎ (574) 2214

## 町有牧野指定管理者の候補者の選定結果の公表

町有牧野の性格、規模および機能から、指定管理者の候補者として豊頃町農業協同組合を指名し、平成23年11月7日から平成23年11月14日までの申込み期間に申込みを受けた関係書類について、副町長を委員長とする選定委員会（平成23年11月22日開催）で慎重審査し、次のとおり総合評価し町長に報告しました。

今回指定管理者の申し込みがあった豊頃町農業協同組合は、町有牧野の指定管理者として、過去の実績もあり適格者であると認める。

ただし、収支計画の中で、管理料の縮減が図られていない点について、今後、豊頃町農業協同組合と協定を締結する場合において、本指定管理者制度の目的に沿って十分協議を重ね、可能な限りその縮減が図られることを期待する。

また、今後とも施設内の安全管理及び良好な牧草地の維持管理に努められるよう努力願いたい。

## 町有牧野の指定管理者の指定

平成23年12月8日開催の平成23年第4回豊頃町議会定例会において、次のように提案し可決されました。

- 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称および所在地  
名称 豊頃町有牧野（湧洞・二宮・トイトッキ公共育成牧場）  
所在地 豊頃町有牧野管理条例（昭和54年条例第18号）第2条に規定する所在地
- 指定管理者となる団体の名称および住所  
名称 豊頃町農業協同組合 代表理事組合長 相澤昌幸  
住所 中川郡豊頃町中央若葉町12番地
- 指定期間  
平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

問合せ先 役場企画課契約係 ☎ (574) 2216

## 後期高齢者医療保険・国民健康保険

## 高額介護合算療養費の制度について

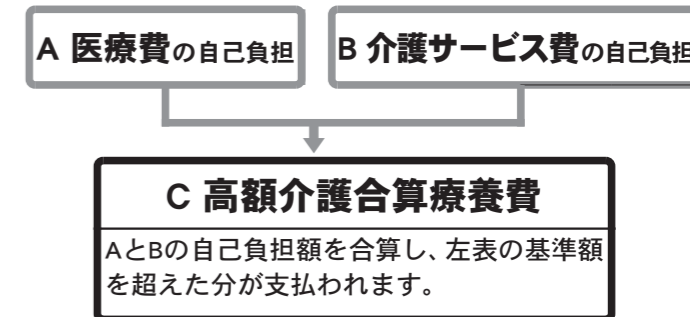
### ●「高額介護合算療養費」の申請について

医療保険上の世帯を単位として、「お医者さんにかかったとき」と、「介護保険のサービスを利用したとき」の1年分の自己負担額を合算した金額が、下記の表（①～③）の基準額を超えると、超えた分が高額介護合算療養費として支給されます。

支給額は、医療保険と介護保険で支払った自己負担額の割合に応じて、それぞれの保険者（後期高齢者医療保険、国民健康保険、介護保険）から支払われます。

#### ①後期高齢者の場合

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	67万円	
	一般	56万円	
1割	住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円



#### ②70歳以上74歳まで(後期高齢者を除く)の場合

負担割合	区分	自己負担額の合計の基準額	
3割	現役並み所得者	67万円	
	一般	56万円	
1割	住民税非課税世帯	区分Ⅱ	31万円
		区分Ⅰ	19万円

毎年8月からその翌年の7月末までの医療保険と介護保険の自己負担額の合計をもとに計算します。支給額が、500円未満の場合は支給されません。住民票上同一世帯でも、加入している健康保険が異なると合算できません。医療か介護の一方の負担がない場合は、該当になりません。

#### ③70歳未満(後期高齢者を除く)の場合

区分	自己負担額の合計の基準額
現役並み所得者	126万円
一般	67万円
住民税非課税世帯	34万円

※所得区分は、毎年7月31日現在の窓口負担割合が適用されます。  
・現役並み所得者  
住民税の課税所得が145万円以上ある加入者(被保険者)とその方と同じ世帯にいる加入者(被保険者)の方です。  
・住民税非課税世帯  
区分Ⅱ：世帯全員が住民税非課税である方に適用されます。  
区分Ⅰ：世帯全員が住民税非課税である方のうち  
・世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下の方  
・老齢福祉年金を受給されている方

### 《申請手続き》

昨年8月から今年7月まで町国民健康保険、後期医療保険加入のみの方で対象となる方には、申請のご案内をいたします。

その他の健康保険（健保協会など）に加入されている方などは、介護保険での自己負担額証明書とともに各保険者へ申請することになります。

問合せ先 役場福祉課保険係 ☎ (574) 2214  
北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 (290) 5601